

Press Release

報道関係者 各位

令和6年10月31日
名取市総務部総務課

職員の懲戒処分等について

令和6年10月31日付け、本市生活経済部職員（30代男性）について、地方公務員法第29条及び名取市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例に基づき「停職6月間」とする懲戒処分を行いました。

この処分は、同職員が、市が事務局を務める関係団体の口座から令和5年7月から10月にかけて2回にわたり計203,270円を不正に引き出し、私的に流用したことによるものです。

なお、当該職員は流用した全額を弁済しており、同日付けで依願退職したところです。

また、当時の上司である課長級等の職員4人も減給処分等としました。

※職員の懲戒処分にかかる市長コメント

このたび、市が事務局を務める関係団体の口座から不正に現金を引き出し、私的に流用する事案が発生いたしました。

市民の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけし、深くお詫び申し上げます。

本事案を踏まえ全職員に対し、職員の綱紀の保持及び服務規律の徹底を図るよう指示したところでありますが、今後このような事態がおこらないよう、コンプライアンス研修等を行い再発防止に努め、市民の皆様の信頼を回復するよう取り組んでまいります。

【問い合わせ】

名取市総務部総務課 仙石（内線410）
TEL：022-384-2111 FAX：022-748-6758